

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月23日

【発行者の名称】 フランス預金供託公庫
(Caisse des Dépôts et Consignations)

【代表者の役職氏名】 アラン・ミンツェル (Alain Minczeles)
財務管理部長
(*Responsable du département de la gestion financière*)

ミシェル・カディオ (Michel Cadio)
金融商品部長
(*Responsable du département des instruments financiers*)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5802-5860

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5802-5860

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年7月7日付で提出した有価証券届出書（平成26年7月16日付および平成26年7月22日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載事項のうち、利率および発行価額の総額を始めとする発行条件等ならびにその他の未定事項が決定しましたので、本訂正届出書の提出をもって関連事項を訂正するとともに、その添付書類として元引受契約証書ならびに財務および発行・支払代理契約証書（各4件）を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集債券に関する基本事項

2 募集要項

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

2【募集要項】

(訂正前)

<第1回円貨債券>

債券の名称	第1回フランス預金供託公庫円貨債券(2014)		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	債券の金額の総額	50億円(予定)(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円(予定)(注2)	利率(%)	年(未定)% (年0.10%~0.50%を仮条件とする。)(注3)
償還期限	2019年7月30日(注4)	申込期間	2014年7月23日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第2回円貨債券 >

債券の名称	第2回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率（%）	年（未定）% （年0.10%～0.50%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2020年1月30日（注4）	申込期間	2014年7月23日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第3回円貨債券 >

債券の名称	第3回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率（%）	年（未定）% （年0.25%～0.65%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2021年7月30日（注4）	申込期間	2014年7月23日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

（注1）本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

（注4）償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

（注5）申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

（注6）払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第4回円貨債券 >

債券の名称	第4回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率（%）	年（未定）% （年0.50%～0.90%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2024年7月30日（注4）	申込期間	2014年7月23日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

引受けの契約の内容

< 第1回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本債券の発行総額 は、発行者と共同主 幹事会社との間で 2014年7月23日(予 定)に締結される元 引受契約に従い共同 主幹事会社により連 帯して買取引受けさ れ、一般に募集され る。左記以外の元引 受の条件は未定であ るが、本債券の条件 決定日に、発行条件 とともに決定される 予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称 する。)			
合 計		5,000(予定)	

< 第2回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本債券の発行総額 は、発行者と共同主 幹事会社との間で 2014年7月23日(予 定)に締結される元 引受契約に従い共同 主幹事会社により連 帯して買取引受けさ れ、一般に募集され る。左記以外の元引 受の条件は未定であ るが、本債券の条件 決定日に、発行条件 とともに決定される 予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称 する。)			
合 計		5,000(予定)	

< 第3回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本債券の発行総額 は、発行者と共同主 幹事会社との間で 2014年7月23日(予 定)に締結される元 引受契約に従い共同 主幹事会社により連 帯して買取引受けさ れ、一般に募集され る。左記以外の元引 受の条件は未定であ るが、本債券の条件 決定日に、発行条件 とともに決定される 予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称 する。)			
合 計		5,000(予定)	

< 第4回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本債券の発行総額 は、発行者と共同主 幹事会社との間で 2014年7月23日(予 定)に締結される元 引受契約に従い共同 主幹事会社により連 帯して買取引受けさ れ、一般に募集され る。左記以外の元引 受の条件は未定であ るが、本債券の条件 決定日に、発行条件 とともに決定される 予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称 する。)			
合 計		5,000(予定)	

< 中略 >

財務代理人

< 中略 >

本債券に関する発行者の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者と財務代理人との間の2014年7月23日付（予定）の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。かかる義務および職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

< 後略 >

（訂正後）

< 第1回円貨債券 >

債券の名称	第1回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	債券の金額の総額	200億円
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	200億円	利 率（%）	年0.293%
償還期限	2019年7月30日	申込期間	2014年7月23日
申込証拠金	な し	払込期日	2014年7月30日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

（注）本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

< 第2回円貨債券 >

債券の名称	第2回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	債券の金額の総額	49億円
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	49億円	利 率（%）	年0.327%
償還期限	2020年1月30日	申込期間	2014年7月23日
申込証拠金	な し	払込期日	2014年7月30日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

（注）本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

< 第3回円貨債券 >

債券の名称	第3回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	債券の金額の総額	43億円
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%

発行価格の総額	43億円	利 率(%)	年0.454%
償還期限	2021年7月30日	申込期間	2014年7月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

< 第4回円貨債券 >

債券の名称	第4回フランス預金供託公庫円貨債券(2014)		
記名・無記名の別	該当なし(注)	債券の金額の総額	108億円
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	108億円	利 率(%)	年0.725%
償還期限	2024年7月30日	申込期間	2014年7月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

引受けの契約の内容

< 第1回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本債券の発行総額 は、発行者と共同主 幹事会社との間で 2014年7月23日に締 結された元引受契約 に従い共同主幹事会 社により連帯して買 取引受けされ、一般 に募集される。共同 主幹事会社に対して 支払われる本債券の 幹事、引受けおよび 販売に係る手数料の 合計は、本債券の総 額の0.25%に相当す る金額である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称 する。)			
合 計		20,000	

< 第 2 回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本債券の発行総額 は、発行者と共同主 幹事会社との間で 2014年7月23日に締 結された元引受契約 に従い共同主幹事会 社により連帯して買 取引受けされ、一般 に募集される。共同 主幹事会社に対して 支払われる本債券の 幹事、引受けおよび 販売に係る手数料の 合計は、本債券の総 額の0.25%に相当す る金額である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称 する。)			
合 計		4,900	

< 第 3 回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本債券の発行総額 は、発行者と共同主 幹事会社との間で 2014年7月23日に締 結された元引受契約 に従い共同主幹事会 社により連帯して買 取引受けされ、一般 に募集される。共同 主幹事会社に対して 支払われる本債券の 幹事、引受けおよび 販売に係る手数料の 合計は、本債券の総 額の0.275%に相当す る金額である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称 する。)			
合 計		4,300	

< 第 4 回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本債券の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本債券の発行総額 は、発行者と共同主 幹事会社との間で 2014年7月23日に締 結された元引受契約 に従い共同主幹事会 社により連帯して買 取引受けされ、一般 に募集される。共同 主幹事会社に対して 支払われる本債券の 幹事、引受けおよび 販売に係る手数料の 合計は、本債券の総 額の0.30%に相当す る金額である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称 する。)			
合 計		10,800	

< 中略 >

財務代理人

< 中略 >

本債券に関する発行者の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本債券の要項(以下「債券の要項」という。)、発行者と財務代理人との間の2014年7月23日付の財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。かかる義務および職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

< 後略 >